

令和3年（ネ）第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 伊東達也 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス㈱ 外1名

準備書面（控訴審17）

（東電控訴審準備書面（8）への反論）

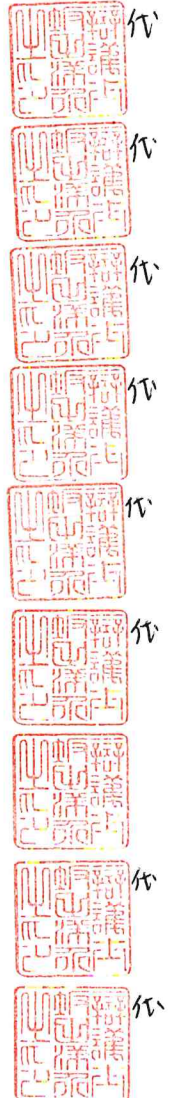
2022（令和4）年11月29日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

第一審原告ら代理人

弁護士	小	野	寺	利	孝
同	弁護士	広	田	次	男
同	弁護士	鈴	木	堯	博
同	弁護士	渡	辺	淑	彦
同	弁護士	米	倉	勉	
同	弁護士	笹	山	尚	人
同	弁護士	坂	田	洋	介
同	弁護士	吉	田	梯	一 郎
同	弁護士	市	野	綾	子

外



第1 はじめに

一審被告東電は、控訴審準備書面（8）において、居住に関する一審原告準備書面（控訴審9）に対する反論を行った。

一審原告らは、その反論に対し、必要な範囲で再反論を行う。

第2 控訴審準備書面（8）に対する反論

1 一審原告らの主張は自白の撤回や禁反言の原則に反するものではない。

(1) まず、一審被告東電が問題とする2015年7月17日付原告準備書面（26）は、書面上明示していないが、基本的に「住民票」の記載に基づき確認した本件事発時の住所等を示したものである。なお、原告準備書面（24）は途中経過の主張であったため、未陳述の扱いとなり、欠番として扱われた。

そして、この基本的に「住民票」による確認であることは、一審原告は期日において口頭で説明してきた。

そのうえで、一審原告準備書面（控訴審9）において、一審原告佐藤育恵（原告番号2188）、一審原告酒井美幸（原告番号1387）及び同酒井優和（同1388）、並びに一審原告佐々木ぼんね（原告番号3027）については、「住民票」上の記載と実際の居住経過が異なることが判明したため、その補足説明を行ったものである。

つまり、いずれも「住民票」上の記載を前提としているため、そもそも矛盾した主張を行ったものではない。

(2) また、一審原告佐藤秀憲（原告番号2155）及び一審原告榊原清隆（原告番号2257）については、「自主的避難等対象区域のいわき市在住であること」、及び「屋内退避区域の賠償を受領していること」が、前記の原告準備書面（26）と東電賠償の具体的内容が記載された令和2

年6月19日付被告東京電力準備書面（28）に明示されているため、主張として一貫しているものである。

そのうえで、一審原告準備書面（控訴審9）は、屋内退避区域の賠償を受領した経緯の補足説明を行っているにすぎないものである。

なお、一審原告佐藤秀憲については、2020年8月7日付原告準備書面（87）において、一審原告準備書面（控訴審9）と概略同一の主張を行っているが、今回の一審被告東電控訴審準備書面（8）にはその準備書面（87）への言及はない。

(3) なお、そもそも居住経過は、一審被告らが証明責任を負う主要事実ではないため、一審原告の自白の対象ではない。なお、禁反言の原則違反との主張は抽象的であり、具体的にどのように意味で主張しているのか不明である。

また、一審被告東電は、その控訴審準備書面（8）において、既に十分な反論・反証を行ったものと考えられ、かつ今後の反論・反証の予定を具体的に主張しているものでもないため、一審原告準備書面（控訴審9）の主張及び立証をそのまま認めたとしても特段の問題があるとは考えられない。

2 以上のとおり、一審原告準備書面（控訴審9）の主張には、民事訴訟法上の問題は存在しないものである。